

情報モラル教育通信

令和6年7月発行
佐賀市教育委員会 学校教育課

○子供たちをトラブルから守るために

子供たちが楽しみにしている、夏休みがやってきます。家庭で過ごす自由な時間が長くなり、1日をどのように過ごすか、自分で考え、自主的・自律的な生活を送ることが大切になってきます。特に、インターネット環境が子供たちの周りにあふれる昨今、インターネットの光と影の部分をご家庭でも話し合う時間をぜひ取ってみてください。そして、子供たちには家庭での約束をしっかりと守って、安全な生活を過ごしてほしいと思います。

○こんな様子が見られたら・・・要注意です！

携帯電話、スマートフォン、音楽プレーヤー、ゲーム機などのインターネット通信ができる機器を持っている子供に下記のような様子が見られたら要注意です。家族でのコミュニケーションの時間を増やしたり、声をかけたりして、トラブルを未然に防ぎましょう。心配なことがあれば、裏面の関係機関へ相談をお勧めします。

- ☐急に学校に行きたがらなくなった。
- ☐時間や場所に関係なく、常にインターネット通信機器を使っている。
- ☐家族とのコミュニケーションが減った。
- ☐インターネット通信機器の使用をやめるように注意すると、イライラしたり怒ったりする。
- ☐保護者に無断でパスワードを変更する。
- ☐携帯電話等の請求金額が上がった。

○「ITサポートさが」のHPに掲載されている「よくある相談事例」より

Q： 無料オンラインゲームなのに高額請求がきた。

A： 「無料」ばかりが強調されるオンラインゲームに夢中になり過ぎると、有料コンテンツが欲しくなる仕組みになっています。小学生が「無料」につられて携帯会社から10～20万の請求がきた事例も報告されています。まず、その金額が何に対しての料金なのかを知ることが大切です。

- 電話料金と一緒にきた請求・・・電話会社に尋ねる
- クレジット会社からの請求・・・明細を見て支払先を確認する。

このような相談は多く寄せられています。支払う前に、「ITサポートさが」にご相談ください。または、最寄りの「消費生活センター」の窓口へご相談ください。

佐賀市教育委員会・佐賀市PTA協議会では、「原則、スマホを含む携帯電話を子供達に持たせない。」としています。

保護者のスマホ、携帯等を使う場合も、「小学生は21時以降、中学生は22時以降は原則利用しないこと」、としています。

また、タブレット端末やゲーム機、音楽プレーヤーなど、インターネットにつながる機器は他にもたくさんあります。子供たちを加害者にも被害者にもしないために、必ず、家庭での約束事を決めて、利用させるようにしてください。

ネットトラブル等相談窓口

県内にもいろいろな相談窓口があります。困った時には、1人で悩まず相談してください。

教育相談テレフォン

電話 0952-40-1515

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～16:00

学校での勉強、生活に関する悩みや、いじめ、不登校等の悩みの相談を受け付けます。

青少年センター相談コーナー

電話 0952-29-3594

受付時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00

学校生活、親子関係等に関する相談を受け付けます。

佐賀県消費生活センター

TEL 0952-24-0999

毎日 9:00～17:00 (12月29日～1月3日を除く)
※相談では詳細な経緯などをお聞きすることから
16:30 までにお電話ください。

土日祝日も受付しています。

消費者ホットラインも使えます！

TEL (局番なし) 188

(NPO 法人) IT サポートさが



ひとりで悩まないで相談してね



0952-36-8003



0120-797-100

100番
※フリーダイヤルは佐賀県内のみ

受付時間 平日 9:00～18:00



help@it-saga.net



ID: @hotnetline



* 相談内容、曜日、時間帯によっては返信に時間がかかる場合があります。

佐賀県警察本部ホームページ

「くらしの安全」 → 「サイバー犯罪対策」 → 「サイバー犯罪に関する相談・トラブル」の
ところを見ると、事例ごとに詳しい対処法、相談連絡先等が載っています。

親子で取り組んでみませんか？ (学校で取りまとめて応募してください)

情報セキュリティコンクール 2024 標語部門、ポスター部門

作品募集期間：8月1日～9月9日正午

応募資格：小学生・中学生・高校生・高専生

(詳しくはこちら <https://www.ipa.go.jp/security/event/hyogo/>
または「IPA 情報モラル」で検索)

